

公示送達

公 示 第 3 号

令和8年(2026年)9月7日

下記の書類は、当県税事務所納税課に保管してありますから、来所のうえ
受領してください。

佐賀県税事務所長 田村 幸彦



書類の送達を受けるべき者	氏名	BALOI ARNALDO ERNESTO
送達する書類名	差押調書（謄本）	1 通
	配当計算書	1 通
	充（配）当計算書	1 通
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。		